（その１）



収　支　報　告　書

令和　７　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　くれないけんきゅうかい

1 政治団体の名称　くれない研究会

2 主たる事務所の所在地　山形市漆山3423-1 SISEIビル102号

3 代表者の氏名　大内理加

4 会計責任者の氏名　宇佐美和

事務担当者の氏名

宇佐美和

（電話）　023-622-4305

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	■ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	■ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
■ 有	
□ 無	
公職の種類	参議院議員候補者等
資金管理団体の届出をした者の氏名	大内理加

国会議員関係政治団体の区分	
■ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
■ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	大内理加
公職の種類	参議院議員候補者等

資金管理団体の指定の期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　　入　　総　　額	円 9,485,062
（前年からの繰越額）	1,029,268
（本年の収入額）	8,455,794
支　　出　　総　　額	244,020
翌 年 へ の 繰 越 額	9,241,042

2　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	円 0
員　　数	人 0

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	円 2,500,000	
（うち特定寄附）	（ 0 ）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	5,954,628	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	8,454,628	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（ 0 ）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	8,454,628	

（その６）

（６）その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	1,166	
合　　計	1,166	

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
伊藤誠之	1,000,000	R7.3.5	新庄市大字鳥越1313	無職	
髙橋勝治	300,000	R7.3.27	山形市あかねヶ丘1-12-20	会社役員	
長谷川和康	200,000	R7.4.14	山形市印役町２－１－２	医師	

この頁の小計	1,500,000
その他の寄附	1,000,000
合計	2,500,000

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	円 5,954,628	R7.12.10	山形市漆山3423-1　102号	大内理加	

この頁の小計	5,954,628
その他の寄附	0
合計	5,954,628

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
(1)人　　件　　費	0	
(2)光　熱　水　費	0	
(3)備品・消耗品費	222,020	
(4)事　務　所　費	22,000	
小　　計	244,020	
２　政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	0	
(6)その他の経費	0	
小　　計	0	
合　　計	244,020	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
コピー機使用料	46,200	R7.7.22	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄炮町２−１７−４８	
コピー機使用料	12,114	R7.9.22	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄炮町２−１７−４８	
コピー機使用料	13,186	R7.12.22	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄炮町２−１７−４８	
通信機器リース料	19,800	R7.4.7	三菱HCキャピタル（株）	東京都千代田区丸の内1-5-1	
通信機器リース料	18,480	R7.6.7	三菱HCキャピタル（株）	東京都千代田区丸の内1-5-1	
この頁の小計	109,780				
その他の支出	112,240				
合　　計	222,020				

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
監査報酬	円 22,000	R7.2.10	内海清人税理士事務所	山形市南栄町2-9-8	
この頁の小計	22,000				
その他の支出	0				
合　　計	22,000				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	■	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和８年 １ 月 １７ 日

政治団体の名称　　くれない研究会

会計責任者の氏名　　宇佐美　和

※代表者の氏名

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

令和８年１月１３日

くれない研究会
代表大内理加殿

登録政治資金監査人 内海清人
登録番号 第３０８９号
研修修了年月日 平成21年12月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、くれない研究会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、原則としてくれない研究会の主たる事務所で行わなければならないとされているのであるが、当該事務所が手狭で作業スペースが十分にないため政治資金監査が円滑に実施できないこと、会計帳簿及び領収書等が紛失しないようにその措置が講じられていること等を勘案して、内海清人税理士事務所（山形市南栄町二丁目９番８号）で政治資金監査を行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

くれない研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、くれない研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上